

令和6年度における山陽小野田市の障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和6年4月作成

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和6年度における山陽小野田市の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定める。

2 適用範囲

本方針は、市のすべての部局等に適用する。

3 障害者就労施設等

障害者就労施設等とは、市内に所在又は住所がある障害者優先調達推進法第2条第4項に規定する施設等とする。

4 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、物品（事務用品、記念品など）及び役務（印刷、清掃・草刈りなど）の種別毎に、前年度の実績を上回ることを目標とする。

5 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

(1) 調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等からの調達が円滑に進むよう、障害福祉課は、各障害者就労施設等が提供できる物品等の情報を各部局に提供する。

(2) 障害者就労施設等の受注機会拡大のための措置

各部局は、提供された情報を基に物品等の特性を踏まえつつ、障害者就労施設等への発注に努める。この場合、障害者就労施設等の提供能力に合わせ、納期、納入条件等の設定について適切な配慮を行うものとする。

(3) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用する。

(4) 障害者就労施設等の供給能力の向上

市は、障害者就労施設等がその供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のために行う取組の支援に努める。

6 一括再委託の禁止

物品等を受注した障害者就労施設等は、原則として当該受注業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

7 調達実績の公表の方法

本方針に基づく物品等の調達については、今年度終了後、遅滞なく実績を取りまとめ、市ホームページ等に公表する。